

新旧对照表

新旧対照表

現 行

「コンクリート工法に関する指導要綱」並びに運用基準及び解説

	昭和57年 3 月 20 日
改正	昭和62年 8 月 1 日
改正	平成元年 9 月 1 日
改正	平成 6 年 9 月 1 日
改正	平成11年10月 1 日
改正	平成12年 5 月 1 日
改正	平成15年 5 月 7 日
改正	平成19年 4 月 1 日
改正	平成26年10月 1 日
改正	平成29年 4 月 1 日
改正	平成31年 4 月 1 日
改正	令和 2 年12月23日

第 2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物

建築基準法第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

(2) 工事監理者

建築基準法第 2 条第 11 号に定める者をいう。

(3) 工事施工者

建築基準法第 2 条第 18 号に定める者をいう。

(4) 工事監理実務者

コンクリート工場の工事現場における工事監理に係る実務を行う者をいう。

(5) 工事施工管理実務者

コンクリート工場の工事現場における工事施工管理に係る実務を行う者をいう。

(6) 擁壁

建築基準法第 88 条第 1 項に定めるものをいう。

(4) 「工事監理実務者」とは、コンクリート工場の工事現場において工事監理者の命により、監理実務を行う者をいう。

(5) 「工事施工管理実務者」とは、コンクリート工場の工事現場において工事施工者の命により、施工管理実務を行う者をいう。

(6) 「擁壁」とは、建築基準法第 88 条第 1 項に定めるものであり、建築物の敷地の安全を図るために設置する擁壁をいう。

改正案

「コンクリート工法に関する指導要綱」並びに運用基準及び解説

昭和57年3月20日
改正 昭和62年8月1日
改正 平成元年9月1日
改正 平成6年9月1日
改正 平成11年10月1日
改正 平成12年5月1日
改正 平成15年5月7日
改正 平成19年4月1日
改正 平成26年10月1日
改正 平成29年4月1日
改正 平成31年4月1日
改正 令和2年12月23日
改正 令和3年8月2日

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物

建築基準法第2条第1号に定めるものをいう。

(2) 工事監理者

建築基準法第2条第11号に定める者をいう。

(3) 工事施工者

建築基準法第2条第18号に定める者をいう。

(4) 工事監理実務者

コンクリート工事の工事現場における工事監理に係る実務を行う者をいう。

(5) 工事施工管理実務者

コンクリート工事の工事現場における工事施工管理に係る実務を行う者をいう。

- (4) 「工事監理実務者」とは、コンクリート工事の工事現場において工事監理者の命により、監理実務を行う者をいう。
- (5) 「工事施工管理実務者」とは、コンクリート工事の工事現場において工事施工者の命により、施工管理実務を行う者をいう。

現 行

第3 適用範囲

この要綱は、コンクリート工事を行う場合で、次の各号のいずれかに該当する工事について適用する。

- (1) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で階数が3以上又は延べ面積が500㎡を超えるもの
- (2) 鉄筋コンクリート造の擁壁で高さが5 mを超えるもの
- (3) その他特に知事が必要と認めて指定するもの

(1) 異種構造の場合は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の部分について、階数が3以上か又は延べ面積が500㎡を超えるかで判断するものとする。増築などの場合はこの部分について、対象か否かを判断するものとする。

(2) 建築基準法に定める工作物のうち、高さが5 mを超える擁壁を対象とした。

(3) 「その他特に知事が必要と認めて指定するもの」とは、将来における適用範囲の拡大の道を残したものである。

第4 計画書の提出

工事監理者及び工事施工者は、建築確認申請時又はコンクリート工事着手前に様式第1号によるコンクリート工事施工計画書（以下「計画書」という。）を建築主事又は確認検査員に提出するものとする。

計画書の提出を定めたのは、コンクリートの品質管理に重点を置き、万一の事故を未然に防止するために提出することを規定したものであり、建設省通達（昭和61年6月2日付け建設省住指発第142号）の様式に基づいたものである。工事監理者又は工事施工者は、原則として建築確認申請時にコンクリート工事施工計画書を提出することとしているが、やむを得ず建築確認申請時に提出できない場合でも、コンクリート工事着手前には必ず提出するものとする。

なお、建築基準法第18条の規定による計画通知については、共通仕様書等にコンクリート工事における強度試験及び検査等に関して規定されているので、この要綱の規定は適用しないものとする。

第5 工事監理及び工事施工管理

- (1) 工事監理者又は工事施工者は、工事監理又は工事施工を行うに当って必要があると認めるときは、工事監理者又は工事施工者の監督の下に、工事監理実務者又は工事施工管理実務者を置くものとする。
- (2) 前記(1)に基づき、工事監理実務者又は工事施工管理実務者を定めたときは、必要事項を計画書に記載するものとする。
- (3) 工事監理者又は工事監理実務者は、後記第10の知事が定める研修を受けた者でなければならない。工事施工者又は工事施工管理実務者も同様とする。ただし、特に知事が必要でないとする者は、この限りでない。

改正案

第3 適用範囲

この要綱は、コンクリート工事を行う場合で、次の各号のいずれかに該当する工事について適用する。

- (1) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で階数が3以上又は延べ面積が500㎡を超えるもの
- (2) その他特に知事が必要と認めて指定するもの

- (1) 異種構造の場合は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の部分について、階数が3以上又は延べ面積が500㎡を超えるかで判断するものとする。増築などの場合はこの部分について、対象か否かを判断するものとする。
- (2) 「その他特に知事が必要と認めて指定するもの」とは、将来における適用範囲の拡大の途を残したものであり、令和3年8月2日時点で該当するものはない。

第4 計画書の提出

工事監理者及び工事施工者は、建築確認申請時又はコンクリート工事着手前に様式第1号によるコンクリート工事施工計画書（以下「計画書」という。）を建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。

計画書の提出を定めたのは、コンクリートの品質管理に重点を置き、万一の事故を未然に防止するために提出することを規定したものであり、建設省通達（昭和61年6月2日付け建設省住指発第142号）の様式に基づいたものである。工事監理者又は工事施工者は、原則として建築確認申請時に計画書を提出することとしているが、やむを得ず建築確認申請時に提出できない場合でも、コンクリート工事着手前には必ず提出するものとする。

なお、建築基準法第18条の規定による計画通知については、共通仕様書等にコンクリート工事における強度試験及び検査等に関して規定されているので、この要綱は適用しないものとする。

第5 工事監理及び工事施工管理

- (1) 工事監理者又は工事施工者は、工事監理又は工事施工を行うに当たって必要があると認めるときは、工事監理者又は工事施工者の監督の下に、工事監理実務者又は工事施工管理実務者を置くものとする。
- (2) 前記(1)に基づき、工事監理実務者又は工事施工管理実務者を定めたときは、必要事項を計画書に記載するものとする。
- (3) 工事監理者又は工事監理実務者は、後記第10の知事が定める研修を受けた者でなければならない。工事施工者又は工事施工管理実務者も同様とする。ただし、特に知事が必要でないと認める者は、この限りでない。

新旧対照表

現 行

- (1) 工事現場でコンクリート工事の工事監理又は工事施工管理が行われる際、工事監理者又は工事施工者の監督の下に定められた工事監理実務者又は工事施工管理実務者が実務を行うことができることとした。
- (2) これらを定めた場合は、コンクリート工事施工計画報告書に記載することとしている。
- (3) さらに現場におけるコンクリート工事の工事監理又は工事施工管理を行う者に指定の研修を受講する義務を課し、各工事現場で常駐又は常時巡回する者のうち、少なくとも1人以上は研修受講者であることを求めている。この研修の趣旨は、建設省のコンクリート工事の適正化に関する指導を強化するようとの通達（昭和50年8月15日付け建設省住指発第497号）に基づいたものである。コンクリート工事の施工における合理化、分業化等が進み、職種別による技術が高まるにつれて、工事関係者の認識の維持及び向上を図る必要があることから、研修受講の義務付けを行ったものであり、1級建築士又は2級建築士についても対象とした。

なお、県外の業者であっても兵庫県内で工事を行う場合は、できるだけ研修を受講することとするが、工事の頻度が少ない場合には個々に協議の上、対応を検討するものとする。

また、「特に知事が必要でないとする者」とは、昭和57年4月30日付け建指第65号により、次の①から⑤までに掲げるもので指定研修免除申請により承認された者及び⑥に掲げる者とする。

① 1級建築士の資格を昭和42年以前に取得し、かつ鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の工事監理又は工事施工管理の実務に従事した期間の合計が2年以上の者

② 2級建築士の資格を昭和38年以前に取得し、かつ鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の工事監理又は工事施工管理の実務に従事した期間の合計が2年以上の者

③ コンクリートに関する学位を有する者

④ コンクリートに関する技術士の資格を有する者

⑤ コンクリート主任技士の資格を有する者

⑥ 大阪府及び大阪府内建築行政連絡協議会が既に実施した「コンクリート工法に関する指導要綱」及び「コンクリート工事に関する取扱要領」に基づく研修を修了した者

なお、⑤の「コンクリート主任技士の資格を有する者」については、⑥の「コンクリート工事に関する取扱要領」の運用に準じて、指定研修免除申請を行わないことができるものとする。この場合は、第4に規定する計画書及び第7に規定する監理報告書の提出に際して、研修登録番号に代えてコンクリート主任技士の登録番号を記載するとともに、当該免許証の写しを添付するものとする。

改 正 案

- (1) 工事現場でコンクリート工事の工事監理又は工事施工管理が行われる際、工事監理者又は工事施工者の監督の下に定められた工事監理実務者又は工事施工管理実務者が実務を行うことができることとした。
- (2) これらを定めた場合は、計画書に記載することとしている。
- (3) さらに現場におけるコンクリート工事の工事監理又は工事施工管理を行う者に指定の研修を受講する義務を課し、各工事現場で常駐又は常時巡回する者のうち、少なくとも1人以上は研修受講者であることを求めている。この研修の趣旨は、建設省のコンクリート工事の適正化に関する指導を強化するようとの通達（昭和50年8月15日付け建設省住指発第497号）に基づいたものである。コンクリート工事の施工における合理化、分業化等が進み、職種別による技術が高まるにつれて、工事関係者の認識の維持及び向上を図る必要があることから、研修受講の義務付けを行ったものであり、一級建築士及び二級建築士についても対象としてきた。

一方、近年では、この要綱の制定の趣旨が認知され、また、制定当初と比べて技術者の技能向上も図られていることから、一定の資格者が法令により認められている業務とのバランスを考慮し、一定の実務経験を有する一級建築士等について、研修の受講を要しないこととする見直しを行った（令和3年8月2日改正）。

また、「特に知事が必要でないとする者」とは、令和3年8月2日付け建指第1365号による兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長通知により、次の①から⑦までに掲げる者とする。

- ① 一級建築士であって、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の工事監理又は工事施工管理の実務に従事した期間の合計が12月以上の者
- ② 一級建築施工管理技士であって、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の工事施工管理の実務に従事した期間の合計が12月以上の者
- ③ 二級建築士（昭和38年以前に登録を受けた者に限る。）であって、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の工事監理又は工事施工管理の実務に従事した期間の合計が12月以上の者
- ④ コンクリートに関する博士又は修士の学位を有する者
- ⑤ コンクリートに関する技術士
- ⑥ コンクリート主任技士（公益財団法人日本コンクリート工学会が実施するコンクリート主任技士試験に合格し、同会の登録を受けた者をいう。）
- ⑦ 大阪府又は大阪府内建築行政連絡協議会が既に実施した「コンクリート工法に関する指導要綱」又は「コンクリート工事に関する取扱要領」に基づく研修を修了した者

なお、①から⑥に該当するとして研修を受講しない者が工事監理者、工事施工者、工事監理実務者又は工事施工管理実務者となる場合は、計画書及び第7に規定するコンクリート工事監理報告書への研修登録番号の記載は不要とする。この場合は、別記様式による「コンクリート工事に関する実務従事期間及び資格・学位についての申告書」及び①から⑥までの規定に該当することを証する免許証、学位記等の写しを計画書の提出の際に添付するものとする。

第 6 試験及び業務

コンクリート工事の実施に当たっては、コンクリートの品質を管理するため、別表の試験及び業務を行うものとする。

工事監理者等及び工事施工者等が具体的にどのような業務をするのかを定めたものであり、コンクリートの品質を管理するため、別表の試験を行うことを義務付けている。

別 表

試験一覧表について

- (1) 骨材試験のうち絶乾密度、吸水率及び粒度の各測定試験は、法改正に伴う平成 12 年建設省告示第 1446 号に基づく品質基準及びその測定方法に準じ、試験を規定したものである。

アルカリシリカ反応性試験は、平成元年 7 月 17 日付け建設省住指発第 244 号による「アルカリ骨材反応抑制対策に関する指針について」の通達が出されたことにより位置付けたものである。

なお、これら骨材試験については、使用される材料の供給状況、建築物の立地条件、建築物の施工条件等により、建築主事又は**確認検査員**が必要と認め指示された場合に行うこととする。

- (2) コンクリート試験におけるフレッシュコンクリートのスランプ、空気量、単位容積質量、温度及び塩化物量の各試験の試料は、荷卸し地点から採取することとし、試験回数については 1 日 1 回以上かつ 1 回のコンクリート打設量 150 m³以内ごとに行う。

- (3) 構造体のコンクリートの強度推定のための圧縮強度試験の試料は、JASS 5 (2015 改定) に合わせて工事現場で採取するものとする。ここでいう工事現場とは、荷卸し地点、ポンプの筒先などである。

現場水中養生は、コンクリートを打ち込んだ現場にドラム缶などを置き、その中に入れて現場の打設されたコンクリートに近い温度条件で養生する。

なお、冬期で凍結のおそれのある場合は密封養生することとし、現場事務所などへ持ち込んではない。

また、昭和 56 年建設省告示第 1102 号の改正 (平成 28 年 3 月 17 日改正) により、コンクリート強度の管理方式として、標準養生 (水中又は飽和水蒸気圧中で行う場合に限る。) 供試体による場合が定められた。この場合、コンクリート強度の基準として、材齢が 28 日までの供試体の圧縮強度の平均値が、設計基準強度の数値に構造体強度補正值を加えた数値以上であることとなっている。

なお、材齢 7 日の試験も行うこととしているのは、昭和 50 年 8 月 15 日付け建設省住指発第 497 号の通達によるもので、もし強度の出ないおそれのある場合、次のコンクリート打込みに対しては、すばやく対応をする必要があることを考慮したものである。

- (4) テストピース (供試体) の確認は重要である。例えば、工事名称、打設日、工事監理者名、施工業者名などを記載したラベルをテストピース作成時に、強度試験に支障のないように打ち込んでおくことが望ましい。

改正案

第6 試験及び業務

コンクリート工事の実施に当たっては、コンクリートの品質を管理するため、別表の試験及び業務を行うものとする。

工事監理者等及び工事施工者等が具体的にどのような業務をするのかを定めたものであり、コンクリートの品質を管理するため、別表の試験を行うことを義務付けている。

別表

試験一覧表について

- (1) 骨材試験のうち絶乾密度、吸水率及び粒度の各測定試験は、法改正に伴う平成 12 年建設省告示第 1446 号に基づく品質基準及びその測定方法に準じ、試験を規定したものである。

アルカリシリカ反応性試験は、平成元年 7 月 17 日付け建設省住指発第 244 号による「アルカリ骨材反応抑制対策に関する指針について」の通達が出されたことにより位置付けたものである。

なお、これら骨材試験については、使用される材料の供給状況、建築物の立地条件、建築物の施工条件等により、建築主事又は[指定確認検査機関](#)が必要と認め指示された場合に行うこととする。

- (2) コンクリート試験におけるフレッシュコンクリートのスランプ、空気量、単位容積質量、温度及び塩化物量の各試験の試料は、荷卸し地点から採取することとし、試験回数については 1 日 1 回以上かつ 1 回のコンクリート打設量 150 m³以内ごとに行う。

- (3) 構造体のコンクリートの強度推定のための圧縮強度試験の試料は、JASS 5 (2015 改定) に合わせて工事現場で採取するものとする。ここでいう工事現場とは、荷卸し地点、ポンプの筒先などである。

現場水中養生は、コンクリートを打ち込んだ現場にドラム缶などを置き、その中に入れて現場の打設されたコンクリートに近い温度条件で養生する。

なお、冬期で凍結のおそれのある場合は密封養生することとし、現場事務所などへ持ち込んではない。

また、昭和 56 年建設省告示第 1102 号の改正 (平成 28 年 3 月 17 日改正) により、コンクリート強度の管理方式として、標準養生 (水中又は飽和水蒸気圧中で行う場合に限る。) 供試体による場合が定められた。この場合、コンクリート強度の基準として、材齢が 28 日までの供試体の圧縮強度の平均値が、設計基準強度の数値に構造体強度補正値を加えた数値以上であることとなっている。

なお、材齢 7 日の試験も行うこととしているのは、昭和 50 年 8 月 15 日付け建設省住指発第 497 号の通達によるもので、もし強度の出ないおそれのある場合、次のコンクリート打込みに対しては、すばやく対応をする必要があることを考慮したものである。

- (4) テストピース (供試体) の確認は重要である。例えば、工事名称、打設日、工事監理者名、施工業者名などを記載したラベルをテストピース作成時に、強度試験に支障のないように打ち込ん

新旧対照表

現 行

(5) コア試験体の圧縮強度試験については、建築主事又は確認検査員の判断により、例えば、一定規模以上のもの、特定用途のもの、高強度コンクリートを使用したものなどについて指示される場合がある。

第7 報告書の提出

工事監理者は、中間検査時及び完了検査時に、前記第6に定める試験の結果について、様式第2号によるコンクリート工事監理報告書（以下「監理報告書」という。）を建築主事又は確認検査員に提出するものとする。ただし、中間検査が不要なコンクリート工事については、完了検査時に提出すれば足りるものとする。

工事監理者は、別表の試験及び業務を行うこととし、その結果を「コンクリート工事監理報告書」に記載し、建築主事又は確認検査員に報告するものとする。

なお、試験の結果、指定の強度が得られない場合は、速やかにその工事を中止して対策を講じることとし、その旨を建築主事又は確認検査員に報告するものとする。

「コンクリート工事監理報告書」には、コンクリート調合報告書、第6の別表に掲げるコンクリート試験結果報告書及びその他建築主事又は確認検査員が指示したものを添付するものとする。

なお、中間検査において「コンクリート工事監理報告書」を提出し、適合すると認められた建築物の部分については、完了検査時において当該部分に関する同報告書を提出することを要しない。

第8 コンクリート試験及び骨材試験の実施機関

コンクリート試験及び骨材試験の実施機関は、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）が運営する試験所及び校正機関の認定・登録に係るプログラム又は独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（IAJAPAN）が運営する認定プログラム〔工業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）〕により、ISO/IEC17025（JIS Q17025）「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に沿った試験事業を実施している試験所であることの認定又は登録を受けていること。

コンクリート試験及び骨材試験を正確かつ公正に実施するため、試験の実施機関は、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）が運営するプログラムによる認定又は独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターが運営する登録制度（JNLA）による登録を要件とし、試験所としての技術的水準を担保することとした。〔*平成26年10月1日の改正により「コンクリート工法に関する指導要綱第8に基づく試験所指定基準」による個別認定制度は廃止〕

なお、第8の規定に適合する試験所は、下表に掲げるものとする。

改 正 案

でおくことが望ましい。

(5) コア試験体の圧縮強度試験については、建築主事又は指定確認検査機関の判断により、例えば、一定規模以上のもの、特定用途のもの、高強度コンクリートを使用したものなどについて指示される場合がある。

第 7 報告書の提出

工事監理者は、中間検査時及び完了検査時に、前記第6に定める試験の結果について、様式第2号によるコンクリート工事監理報告書（以下「監理報告書」という。）を建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。ただし、中間検査が不要なコンクリート工事については、完了検査時に提出すれば足りるものとする。

工事監理者は、別表の試験及び業務を行うこととし、その結果を監理報告書に記載し、建築主事又は指定確認検査機関に報告するものとする。

なお、試験の結果、指定の強度が得られない場合は、速やかにその工事を中止して対策を講じることとし、その旨を建築主事又は指定確認検査機関に報告するものとする。

監理報告書には、コンクリート調合報告書、第6の別表に掲げるコンクリート試験結果報告書及びその他建築主事又は指定確認検査機関が指示したものを添付するものとする。

なお、中間検査において監理報告書を提出し、適合すると認められた建築物の部分については、完了検査時において当該部分に関する同報告書を提出することを要しない。

第 8 コンクリート試験及び骨材試験の実施機関

コンクリート試験及び骨材試験の実施機関は、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）が運営する試験所及び校正機関の認定・登録に係るプログラム又は独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（IAJapan）が運営する認定プログラム〔工業標準化法試験事業者登録制度（JNLA）〕により、ISO/IEC17025（JIS Q17025）「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に沿った試験事業を実施している試験所であることの認定又は登録を受けていること。

コンクリート試験及び骨材試験を正確かつ公正に実施するため、試験の実施機関は、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）が運営するプログラムによる認定又は独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターが運営する登録制度（JNLA）による登録を要件とし、試験所としての技術的水準を担保することとした。〔*平成26年10月1日の改正により「コンクリート工法に関する指導要綱第8に基づく試験所指定基準」による個別認定制度は廃止〕

なお、第8の規定に適合する試験所は、下表に掲げるものとする。

新旧対照表

現 行

第8の規定に適合するコンクリート試験所一覧

2020/4/1 現在

所在地	試験所名称	電話番号	認定・登録
【兵庫県】			
神戸市東灘区	大阪兵庫生コンクリート工業組合 技術センター	078-451-5030	JAB認定
兵庫県尼崎市	(株)サンゼン 技術センター	06-4868-8061	JAB認定
兵庫県尼崎市	(株)松本商事 松本コンクリート技術事務所	06-6481-5299	JAB認定
【近畿圏】			
大阪府吹田市	(一財)日本建築総合試験所 試験研究センター 本部 (中央試験室)	06-6872-0391	JNLA登録
大阪府東大阪市	(一財)日本品質保証機構 関西試験センター	072-966-7200	JNLA登録
大阪府八尾市	関西コンクリート試験センター(株)	072-920-3288	JNLA登録
大阪府門真市	(株)ピース 材料試験部	072-887-0505	JNLA登録
堺市東区	(有)ヒカリ 材料試験部	072-240-5900	JAB認定
大阪市西淀川区	(株)オーテック 試験センター	06-6475-3400	JNLA登録
大阪市大正区	(株)中研コンサルタント 大阪技術センター	06-6556-2380	JNLA登録
堺市西区	(株)エス・オー・ピー コンクリート試験所	072-256-4172	JAB認定
奈良県桜井市	奈良県生コンクリート工業組合 技術センター	0744-49-2285	JNLA登録
【隣接県】			
鳥取県倉吉市	(公財)鳥取県建設技術センター	0858-26-6377	JNLA登録
岡山市北区	(公財)岡山県建設技術センター	086-284-4510	JNLA登録

※ ISO/IEC17025 の規格に適合し、JABの認定又はJNLAの登録を受けている試験所のうち、近畿圏等に所在するコンクリート試験所の一例を掲載しています。

第9 試験結果の活用

建築主事又は指定確認検査機関は建築基準法に基づく建築物の検査に当たり、計画書及び監理報告書を活用するものとする。

「コンクリート工事施工計画書」及び「コンクリート工事監理報告書」は、検査済証の交付の可否についての判断に活用される旨、規定したものである。

第10 研修の実施機関

第5(3)の知事が定める研修の実施機関は次に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター
- (2) 一般財団法人 日本建築総合試験所
- (3) その他知事が定める機関

この要綱に定める研修の実施機関は、原則として(公財)兵庫県住宅建築総合センターであることを定めたものである。

また、第5に記載したとおり、大阪府内建築行政連絡協議会が「コンクリート工事に関する取扱要領」に基づき同様の研修を実施していることから、当該研修の実施機関等についても規定してい

改正案

第8の規定に適合するコンクリート試験所一覧

2021/8/2 現在

所在地	試験所名称	電話番号	認定・登録
【兵庫県】			
神戸市東灘区	大阪兵庫生コンクリート工業組合 技術センター	078-451-5030	JAB認定
兵庫県尼崎市	(株)サンゼン 技術センター	06-4868-8061	JAB認定
兵庫県尼崎市	(株)松本商事 松本コンクリート技術事務所	06-6481-5299	JAB認定
【近畿圏】			
大阪府吹田市	(一財)日本建築総合試験所 試験研究センター 本部 (中央試験室)	06-6872-0391	JNLA登録
大阪府東大阪市	(一財)日本品質保証機構 関西試験センター	072-966-7200	JNLA登録
大阪府八尾市	関西コンクリート試験センター(株)	072-920-3288	JNLA登録
大阪府門真市	(株)ピース 材料試験部	072-887-0505	JNLA登録
堺市東区	(有)ヒカリ 材料試験部	072-240-5900	JAB認定
大阪市西淀川区	(株)オーテック 試験センター	06-6475-3400	JNLA登録
大阪市大正区	(株)中研コンサルタント 大阪技術センター	06-6556-2380	JNLA登録
堺市西区	(株)エス・オー・ピー コンクリート試験所	072-256-4172	JAB認定
奈良県桜井市	奈良県生コンクリート工業組合 技術センター	0744-49-2285	JNLA登録
<u>堺市西区</u>	<u>(株)ピース 材料試験部 (堺試験室)</u>	<u>072-226-0505</u>	<u>JNLA登録</u>
【隣接県】			
鳥取県倉吉市	(公財)鳥取県建設技術センター	0858-26-6377	JNLA登録
岡山市北区	(公財)岡山県建設技術センター	086-284-4510	JNLA登録

※ ISO/IEC17025 の規格に適合し、JABの認定又はJNLAの登録を受けている試験所のうち、近畿圏等に所在するコンクリート試験所の一例を掲載しています。

第9 試験結果の活用

建築主事又は指定確認検査機関は建築基準法に基づく建築物の検査に当たり、計画書及び監理報告書を活用するものとする。

計画書及び監理報告書は、検査済証の交付の可否についての判断に活用される旨、規定したものである。

第10 研修の実施機関

第5(3)の知事が定める研修の実施機関は次に掲げるものとする。

- (1) 一般財団法人 日本建築総合試験所
- (2) その他知事が定める機関

この要綱に定める研修の実施機関を定めたものである。

また、第5に記載したとおり、大阪府内建築行政連絡協議会が「コンクリート工事に関する取扱要領」に基づき同様の研修を実施していることから、当該研修の実施機関等についても規定している。

なお、その他知事が定める機関は、該当がない(令和3年8月2日時点)。

新旧対照表

現 行

る。

附 則
 (施行期日)
 (略)
 (施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

提 出 書 類

報 告 書 の 種 類		報 告 時 期	報 告 者
工事前	コンクリート工事施工計画書 1通	工事着工前 (確認申請時期又は監理者及び施工者の決定後)	工事監理者 工事施工者 (連名)
中 完 間 了 検 検 査 査 時 時 又 又 は は	コンクリート工事監理報告書 1通 (添付書類)	中間検査時又は完了検査時 (中間検査申請書又は完了検査申請書と同時に)	
	1. コンクリート調査報告書 1通		
	2. コンクリート試験結果報告書 1通 3. 建築主事又は確認検査員が指定した書類		

この要綱は、確認申請書の受付の日が昭和57年6月1日以降のものについて適用する。

なお、令和3年1月1日以降の計画書等の提出において、改正前の様式により提出するものは、改正後の相当様式によるものとみなす。この場合、当該様式への押印は省略できるものとする。

・ 制定 昭和57年3月20日→施行 昭和57年6月1日

(略)

・ 改正 令和2年12月23日(様式第1号、様式第2号(計画書等)への押印廃止)
 →施行 令和3年1月1日

改正案

附 則
(施行期日)
(略)
(施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

提出書類

報告書の種類		報告時期	報告者
工事前	コンクリート工事施工計画書 1通	工事着工前 (確認申請時期又は監理者及び施工者の決定後)	工事監理者 工事施工者 (連名)
完了 中間 検査 時 又は 完了 検査 時	コンクリート工事監理報告書 1通 (添付書類) 1. コンクリート調査報告書 1通 2. コンクリート試験結果報告書 1通 3. 建築主事又は <u>指定確認検査機関</u> が指定した書類	中間検査時又は完了検査時 (中間検査申請書又は 完了検査申請書と同時に)	

この要綱は、確認申請書の受付の日が昭和57年6月1日以降のものについて適用する。

なお、令和3年1月1日以降の計画書等の提出において、改正前の様式により提出するものは、改正後の相当様式によるものとみなす。この場合、当該様式への押印は省略できるものとする。

・制定 昭和57年3月20日→施行 昭和57年6月1日

(略)

・改正 令和2年12月23日(様式第1号、様式第2号(計画書等)への押印廃止)
→施行 令和3年1月1日

・改正 令和3年8月2日(高さ5mを超える擁壁を本要綱の対象から除外、実務経験を有する一級建築士等について研修を受講不要とした。)

→施行 令和3年10月1日

新旧対照表

現 行

(別表)

試験名	試 験								業 務	
	材料	試験項目	試験方法	試験材齢	試験回数	試料採取	その他	試験の実施者	工事監理者 又は工事監 理実務者	工事施工者 又は工事施 工管理実務 者
骨材試験	普通骨材	1 絶乾密度・吸水率・粒度 ※1	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 1102	—	コンクリート工事開始前 1回 工事中 1回/月	レディーミクストコンクリート工場の骨材置場	試料の採取は骨材試験所若しくは工事施工者又は工事施工管理実務者による	骨材試験所 試験結果の工事施工者又は工事施工管理実務者への報告	1) 試料採取の立会い(骨材試験所が試料を採取する場合を除く。)	1) 試料の採取、試験体の作成及び試験所への搬入(骨材試験所が試料を採取する場合を除く。)
		2 アルカリシリカ反応性 ※1	JIS A 1145※2 JIS A 1146※2	—	指示による				2) 資料を試験所に搬入する場合、試料の確認	2) 試験項目の3から7までの試験の実施
コンクリート試験	フレッシュコンクリート	3 スランブ	JIS A 1101	—	1回/日 かつ 1回/ 150m ³ 以内	荷卸し地点		工事施工者又は工事施工管理実務者	3) 試験項目の3から7までの試験の実施に立会い	3) 試験結果の工事監理者又は工事監理実務者への報告
		4 空気量	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	—						
		5 単位容積質量(軽量コンクリートのみ)	JIS A 1116	—						
		6 温度	JIS A 1156	—						
		7 塩化物量	JASS 5 T-502	—						
	硬化したコンクリート	8 構造体コンクリートの強度推定のための圧縮強度	JIS A 1108	7日及び28日	同上	工事現場	現場水中養生又は標準養生 ※4	コンクリート試験所 試験結果の工事施工者等への報告 ※3	5) 指定強度不足の場合の対策	
9 コア供試体の圧縮強度 ※1	JIS A 1107	指示による						6) 試験結果の建築主事又は確認検査員への報告		

※1 建築主事又は確認検査員の指示のある場合に行う。

※2 工事に支障を来すと判断される場合には、早期判定試験によって試験を行ってもよい。

※3 試験結果が法令で定められた所要の性能を満たさない可能性がある場合には、試験の実施者はその情報を速やかに工事施工者等(兵庫県、工事監理者、工事監理実務者、工事施工者又は工事施工管理実務者)へ報告すること。

※4 標準養生は、水中又は飽和蒸気中で行うものに限る。

改 正 案

(別表)

試験名	試 験								業 務	
	材料	試験項目	試験方法	試験材齢	試験回数	試料採取	その他	試験の実施者	工事監理者又は工事監理実務者	工事施工者又は工事施工管理実務者
骨材試験	普通骨材	1 絶乾密度・吸水率・粒度 ※1	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 1102	—	コンクリート工事開始前 1回 工事中 1回/月	レディーミクストコンクリート工場の骨材置場	試料の採取は骨材試験所若しくは工事施工者又は工事施工管理実務者による	骨材試験所 試験結果の工事施工者又は工事施工管理実務者への報告	1) 試料採取の立会い（骨材試験所が試料を採取する場合を除く。） 2) 資料を試験所に搬入する場合、試料の確認	1) 試料の採取、試験体の作成及び試験所への搬入（骨材試験所が試料を採取する場合を除く。） 2) 試験項目の3から7までの試験の実施
		2 アルカリシリカ反応性 ※1	JIS A 1145※2 JIS A 1146※2	—	指示による					
コンクリート試験	フレッシュコンクリート	3 スランプ	JIS A 1101	—	1回/日 かつ 1回/ 150m ³ 以内	荷卸し地点		工事施工者又は工事施工管理実務者	3) 試験項目の3から7までの試験の実施に立会い 4) 試験結果の整理・保管	3) 試験結果の工事監理者又は工事施工管理実務者への報告
		4 空気量	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	—						
		5 単位容積質量（軽量コンクリートのみ）	JIS A 1116	—						
		6 温度	JIS A 1156	—						
		7 塩化物量	JASS 5 T-502	—						
硬化したコンクリート		8 構造体コンクリートの強度推定のための圧縮強度	JIS A 1108	7日及び28日	同上	工事現場	現場水中養生又は標準養生 ※4	コンクリート試験所	5) 指定強度不足の場合の対策	6) 試験結果の建築主事又は指定確認検査機関への報告
		9 コア供試体の圧縮強度 ※1	JIS A 1107	指示による				試験結果の工事施工者等への報告 ※3		

※1 建築主事又は指定確認検査機関の指示のある場合に行う。

※2 工事に支障を来すと判断される場合には、早期判定試験によって試験を行ってもよい。

※3 試験結果が法令で定められた所要の性能を満たさない可能性がある場合には、試験の実施者はその情報を速やかに工事施工者等（兵庫県、工事監理者、工事監理実務者、工事施工者又は工事施工管理実務者）へ報告すること。

※4 標準養生は、水中又は飽和蒸気中で行うものに限る。

(様式第1号)【記入例】

コンクリート工事施工計画書

令和3年6月1日

建築主事
又は
確認検査員

様

工事監理者 **神戸 二郎**

工事施工者 **(株)南北建設 (代)南北太郎**

工事名称	〇〇ビル新築工事					
建築場所	〇〇市〇〇町1丁目1-1					
建築主	氏名 兵庫 一郎 住所〒111-1111 〇〇市〇〇町1丁目2-2 TEL 123-456-7890					
設計者	氏名 神戸 二郎 住所〒111-1111 〇〇市〇〇町1丁目2-2 TEL 000-000-0000					
工事監理者	〇〇市〇〇町1丁目2-2 住所氏名 TEL 000-000-0000 研修登録番号 A20兵-2000		工事監理 実務者 住所氏名 TEL	〇〇市〇〇町2丁目3-3 東 三郎 住所氏名 TEL 111-111-1111 研修登録番号 A13-4000		
工事施工者	〇〇市〇〇町3丁目4-4 住所氏名 TEL 222-222-2222 研修登録番号 A12-1000 山本 次郎		工事施工 管理実務者 住所氏名 TEL	〇〇市〇〇町4丁目5-5 西 二郎 住所氏名 TEL 333-333-3333 研修登録番号 A14-3000		
建築確認 年月日番号	令和3年6月1日 第ABC-00001号					
建築物の概要	敷地面積	2.345.67 m ²	建築面積	345.67 m ²	延べ面積	1.554.56 m ²
	階数	地上階 4 階 地下階 0 階	主要用途	事務所	構造	鉄筋コンクリート
かぶり厚さの 最小値(cm)	部 位	土に接しない部分			土に接する部分	
	柱	屋外	5	屋内	4	6
	屋根版	屋外	4	屋内	3	
	床 版	下端	3	上端	3	
	は り	屋外	5	屋内	4	5
	耐力壁	屋外	5	屋内	4	5
外部仕上げの 種類・工法等	非耐力壁	屋外	4	屋内	3	
	コンクリート打放しの上、複層模様吹付仕上					
	下 塗 : 合成樹脂エマルジョン ロールー塗(0.2kg/m ²) 塗回数1 主 材 吹 : 同上 吹 付(1.5kg/m ²) 吹付回数1 仕上材吹 : アクリルウレタン 吹 付(0.3kg/m ²) 吹付回数2					

改正案

(様式第1号)【記入例】

コンクリート工事施工計画書

令和3年6月1日

建築主事

又は

指定確認検査機関

様

工事監理者

神戸 二郎

工事施工者 (株)南北建設 (代)南北太郎

工事名称	〇〇ビル新築工事					
建築場所	〇〇市〇〇町1丁目1-1					
建築主	氏名 兵庫 一郎 住所〒111-1111 〇〇市〇〇町1丁目2-2 TEL123-456-7890					
設計者	氏名 神戸 二郎 住所〒111-1111 〇〇市〇〇町1丁目2-2 TEL000-000-0000					
工事監理者 住所 氏名 TEL	〇〇市〇〇町1丁目2-2 神戸 二郎 000-000-0000 研修登録番号※		工事監理 実務者 住所 氏名 TEL	〇〇市〇〇町2丁目3-3 東 三郎 111-111-1111 研修登録番号※ A13-4000		
工事施工者 住所 氏名 TEL	〇〇市〇〇町3丁目4-4 (株)南北建設 (代)南北太郎 222-222-2222 研修登録番号※A12-1000 山本 次郎		工事施工 管理実務者 住所 氏名 TEL	〇〇市〇〇町4丁目5-5 西 二郎 333-333-3333 研修登録番号※ A14-3000		
建築確認 年月日番号	令和3年6月1日 第ABC-00001号					
建築物の概要	敷地面積	2.345.67 m ²	建築面積	345.67 m ²	延べ面積	1.554.56 m ²
	階数	地上階 4階 地下階 0階	主要用途	事務所	構造	鉄筋コンクリート
かぶり厚さの 最小値(cm)	部 位	土に接しない部分			土に接する部分	
	柱	屋外	5	屋内	4	6
	屋根版	屋外	4	屋内	3	
	床版	下端	3	上端	3	
	はり	屋外	5	屋内	4	5
	耐力壁	屋外	5	屋内	4	5
非耐力壁	屋外	4	屋内	3		
外部仕上げの 種類・工法等	コンクリート打放しの上、複層模様吹付仕上					
	下 塗	合成樹脂エマルジョン		ローラー塗(0.2kg/m ²)	塗回数1	
	主 材 吹	同上		吹付(1.5kg/m ²)	吹付回数1	
	仕上材吹	アクリルウレタン		吹付(0.3kg/m ²)	吹付回数2	

新旧対照表

現 行

様式第1号（裏面）

使用材料	セメント	品名・種別		混和材料	AE減水剤(商品名)		流動化剤(商品名)				
		〇〇セメント (普通ポルトランド)									
レディーミクストコンクリート				製造会社及び工場名			工事現場までの距離・所要時間				
				〇〇生コン(株) 〇〇工場 △△コンクリート工業(株)			8km・15分 5km・10分				
調 合 計 画	番号	打設部位	打設時期	コンクリートの種類	設計基準強度 (N/mm ²)	呼び強度	スランブ (cm)	空気量 (%)	水セメント比 (%)	単位水量 (kg/m ³)	細骨材率 (%)
	1	基礎	R03.7.1	普通(流動化)	21	21	15	4.5	63	170	41.0
	2	1F立上り~2F床	R03.9.1	普通(流動化)	21	21	18	4.5	60	179	42.0
	3	2F立上り~3F床	R03.10.1	普通(流動化)	21	24	18	4.5	59	180	41.0
	4	3F立上り~4F床	R03.11.1	普通(流動化)	21	24	18	4.5	57	173	44.0
	5	4立上り~PH	R03.12.1~R04.1.10	普通(流動化)	21	27	18	4.5	55	171	41.5
打 込 計 画	調合計画番号	1	2	3	4	5	5				
	打込箇所	基礎	1F立上り~2F床	2F立上り~3F床	3F立上り~4F床	4F立上り~RF床	PH				
	打込年月日	R03.7.1	R03.9.1	R03.10.1	R03.11.1	R03.12.1	R04.1.10				
	打込容積(m ³)	160	200	200	195	145	20				
	打込方法	ポンプ	同左	同左	同左	同左	同左				
	予定試験回数	2	2	2	2	1	1				
	容積計	普通	920 m ³			軽量	0 m ³		合計	920 m ³	
コン クリ ート 劣 化 対 策	塩化物量の予測				塩害対策 (有・無)						
	(○) 0.30kg/m ³ 以下 () 0.30kg/m ³ を超え0.60kg/m ³ 以下 () 0.60kg/m ³ を超える				() 調合 (W/C % , スランブ cm) () 防せい剤 () () 床下端の鉄筋のかぶり厚さ cm () その他 ()						
	塩害の要因 (有・無)				アルカリ骨材反応対策 (有・無)						
	(○) 海砂 () 混和剤 () 練り混ぜ水 () その他 ()				(○) 無害骨材の使用 () 低アルカリ形セメントの使用 () アルカリ総量 kg/m ³ () 混合セメントの使用						

改正案

様式第1号(裏面)

使用材料	セメント	品名・種別		混和材料	AE減水剤(商品名)		流動化剤(商品名)				
		〇〇セメント (普通ポルトランド)									
レディーミクストコンクリート	製造会社及び工場名			工事現場までの距離・所要時間							
	〇〇生コン(株) 〇〇工場 △△コンクリート工業(株)			8km・15分 5km・10分							
調査計画	番号	打設部位	打設時期	コンクリートの種類	設計基準強度(N/mm ²)	呼び強度	スランブ(cm)	空気量(%)	水セメント比(%)	単位水量(kg/m ³)	細骨材率(%)
	1	基礎	R03.7.1	普通(流動化)	21	21	15	4.5	63	170	41.0
	2	1F立上り~2F床	R03.9.1	普通(流動化)	21	21	18	4.5	60	179	42.0
	3	2F立上り~3F床	R03.10.1	普通(流動化)	21	24	18	4.5	59	180	41.0
	4	3F立上り~4F床	R03.11.1	普通(流動化)	21	24	18	4.5	57	173	44.0
	5	4立上り~PH	R03.12.1~R04.1.10	普通(流動化)	21	27	18	4.5	55	171	41.5
打込計画	調査計画番号	1	2	3	4	5	5				
	打込箇所	基礎	1F立上り~2F床	2F立上り~3F床	3F立上り~4F床	4F立上り~RF床	PH				
	打込年月日	R03.7.1	R03.9.1	R03.10.1	R03.11.1	R03.12.1	R04.1.10				
	打込容積(m ³)	160	200	200	195	145	20				
	打込方法	ポンプ	同左	同左	同左	同左	同左				
	予定試験回数	2	2	2	2	1	1				
	容積計	普通	920 m ³		軽量	0 m ³		合計	920 m ³		
コンクリート劣化対策	塩化物量の予測				塩害対策(有・無)						
	(○) 0.30kg/m ³ 以下 () 0.30kg/m ³ を超え0.60kg/m ³ 以下 () 0.60kg/m ³ を超える				() 調査(W/C % , スランブ cm) () 防せい剤 () () 床下端の鉄筋のかぶり厚さ cm () その他 ()						
	塩害の要因 (有・無)				アルカリ骨材反応対策 (有・無)						
	(○) 海砂 () 混和剤 () 練り混ぜ水 () その他 ()				(○) 無害骨材の使用 () 低アルカリ形セメントの使用 () アルカリ総量 kg/m ³ () 混合セメントの使用						

※ 要綱第5第3号ただし書の規定の適用を受けようとする者は、研修登録番号の記載に代えて、別紙様式によるコンクリート工事に関する実務従事期間及び資格・学位についての申告書を添付してください。

(様式第2号)【記入例】

コンクリート工事監理報告書

令和4年3月30日

建築主事
又は
確認検査員

様

コンクリート工事に関する監理報告を提出します。この監理報告書は事実に相違ありません。

研修登録番号

工事監理者(A20兵-2000) 神戸 二郎

研修登録番号

工事施工者(A12-1000) (株)南北建設 山本次郎

工事期間	令和3年6月10日 ~ 令和4年3月20日					
工事名称	〇〇ビル新築工事					
建築場所	〇〇市〇〇町1丁目1-1					
建築主	〒111-1111 住所 〇〇市〇〇町1丁目2-2 氏名 兵庫 一郎					
設計者	(1)級建築士(大臣) 登録第(123456)号 氏名 神戸 二郎 TEL 000-000-0000					
工事監理者	(1)級建築士(大臣) 登録第(123456)号 氏名 神戸 二郎 TEL 000-000-0000					
工事施工者	〒123-4567 建設業許可 兵庫県知事許可(般-26)第111111号 住所 〇〇市〇〇町3丁目4-4 氏名(株)南北建設(代)南北太郎 TEL 222-222-2222					
建築確認番号 年 月 日	令和3年6月1日 第ABC-00001号					
建築物の概要	敷地面積	2.345.67 m ²	建築面積	345.67 m ²	延べ面積	1.554.56 m ²
	階数	地上階 4階 地下階 0階	主要用途	事務所	構造	鉄筋コンクリート
かぶり厚さの 最小値(cm)	部 位	土に接しない部分			土に接する部分	
	柱	屋外	4	屋内	3.5	6
	屋根版	屋外	3	屋内	3	--
	床版	下端	3	上端	3	--
	はり	屋外	4	屋内	3.5	5
	耐力壁	屋外	4	屋内	3	4.5
非耐力壁	屋外	3	屋内	2.5	--	
外部仕上げの 種類・工法等	コンクリート打放しの上、複層模様吹付仕上					
	下 塗	合成樹脂エマルジョン		ローラー塗(0.2kg/m ²)	塗回数1	
	主 材 吹	同上		吹付(1.5kg/m ²)	吹付回数1	
	仕上材吹	アクリルウレタン		吹付(0.3kg/m ²)	吹付回数2	

改正案

(様式第2号)【記入例】

コンクリート工事監理報告書

令和4年3月30日

建築主事
又は
指定確認検査機関

様

コンクリート工事に関する監理報告を提出します。この監理報告書は事実に相違ありません。

研修登録番号

工事監理者(A20兵-2000) 神戸 二郎

研修登録番号

工事施工者(A12-1000) (株)南北建設 山本次郎

工事期間	令和3年6月10日 ~ 令和4年3月20日					
工事名称	〇〇ビル新築工事					
建築場所	〇〇市〇〇町1丁目1-1					
建築主	〒111-1111 住所 〇〇市〇〇町1丁目2-2 氏名 兵庫 一郎					
設計者	(1)級建築士(大臣) 登録第(123456)号 氏名 神戸 二郎 TEL000-000-0000					
工事監理者	(1)級建築士(大臣) 登録第(123456)号 氏名 神戸 二郎 TEL000-000-0000					
工事施工者	〒123-4567 建設業許可 兵庫県知事許可(般-26)第111111号 住所 〇〇市〇〇町3丁目4-4 氏名(株)南北建設 (代)南北太郎 TEL 222-222-2222					
建築確認番号 年月日	令和3年6月1日 第ABC-00001号					
建築物の概要	敷地面積	2,345.67 m ²	建築面積	345.67 m ²	延べ面積	1,554.56 m ²
	階数	地上階 4階 地下階 0階	主要用途	事務所	構造	鉄筋コンクリート
かぶり厚さの 最小値(cm)	部位	土に接しない部分			土に接する部分	
	柱	屋外	4	屋内	3.5	6
	屋根版	屋外	3	屋内	3	--
	床版	下端	3	上端	3	--
	はり	屋外	4	屋内	3.5	5
	耐力壁	屋外	4	屋内	3	4.5
非耐力壁	屋外	3	屋内	2.5	--	
外部仕上げの 種類・工法等	コンクリート打放しの上、複層模様吹付仕上					
	下塗	合成樹脂エマルジョン		ローラー塗	(0.2kg/m ²)	塗回数1
	主材吹	同上		吹付	(1.5kg/m ²)	吹付回数1
	仕上材吹	アクリルウレタン		吹付	(0.3kg/m ²)	吹付回数2

新旧対照表

現 行

改正案

(別紙様式)

コンクリート工事に関する実務従事期間
及び 資格・学位 についての申告書

氏名	神戸 二郎		
生年月日	昭和 57 年 3 月 20 日生		
現住所	〇〇市〇〇町 1 丁目 2 - 2		
最終学歴	〇〇大学工学部建築学科 卒業		
資格 免許等	資格免許の名称	一級建築士	
	登録番号等	第 1 2 3 4 5 6 号	
	登録年月日	平成 3 年 4 月 5 日	
鉄筋コ クリ ト造 又は 鉄骨鉄 筋コン クリ ト造の 建築物 の工事 実務経 験	工事名及び 業務内容	実務に従事した期間	期間の合計
	〇〇ビル新築工事 (工事監理・施工管理)	平成 30 年 4 月～令和 2 年 2 月	1 年 11 か月
	〇〇増築工事 (工事監理・施工管理)	令和 2 年 6 月～令和 2 年 8 月	年 3 か月
	(工事監理・施工管理)	年 月～年 月	年 月
	(工事監理・施工管理)	年 月～年 月	年 月
		合計	2 年 2 か月
建築主事 様 指定確認検査機関 様		令和 3 年 10 月 1 日	
上記のとおり申告します。			
		氏名 神戸 二郎	
※審査	【要件】 ・一級建築士、一級建築施工管理技士、 二級建築士 (S38 以前の登録に限る) : 実務合計 1 年 (12 か月) 以上 ・コンクリート主任技士、 コンクリートに関する技術士・博士・修士 : 実務不要		
適 ・ 否			

[注 意]

- ※印の欄は記入しないでください。
- 学位又は資格を証する書面の写しを添付してください。